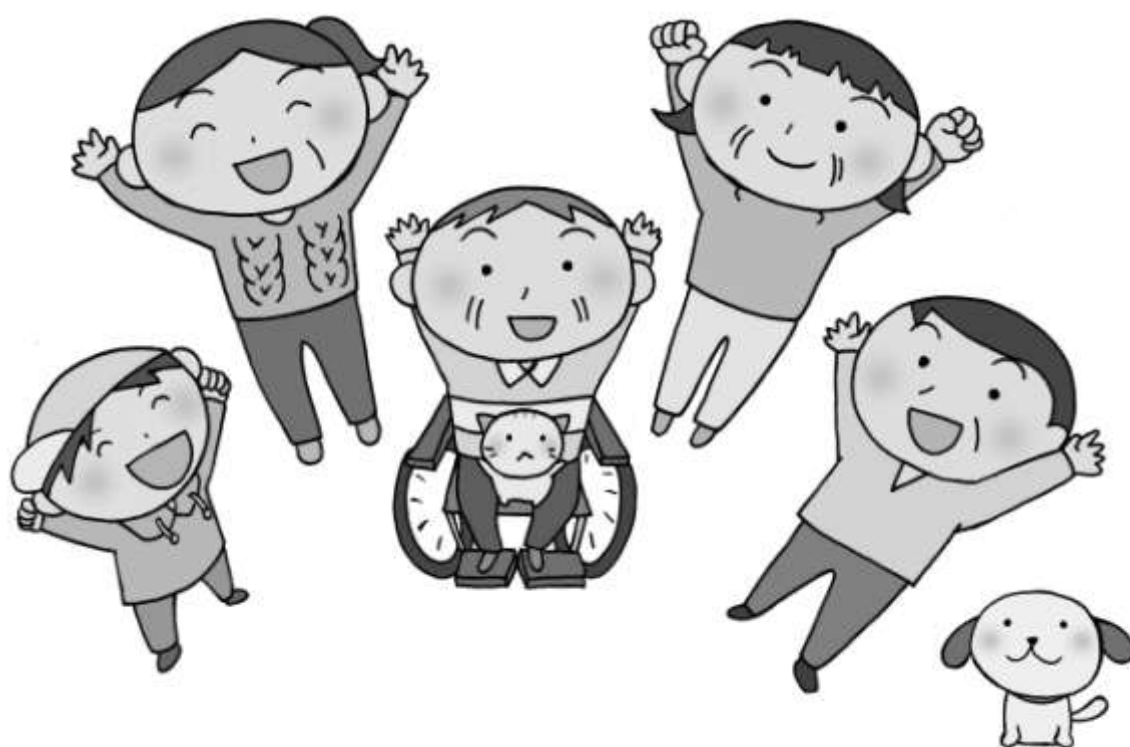


桂川町第2期障がい福祉計画



平成21年3月

桂川町

はじめに

本町では、総合的な障がい福祉施策の推進を図るため、平成 18 年度に「桂川町障がい者福祉計画」を策定し、障がいのある人やそのご家族に対する支援の充実を図ってまいりました。

平成 20 年度は「桂川町障がい福祉計画」の見直しの年度にあたるため、障がい者自立支援法に基づき「桂川町第 2 期障がい福祉計画」を策定しました。誰もが住み慣れた地域

で、自分らしく安心して暮らせるまちの実現をめざして、関係機関・団体等と連携を図りながら、本計画の推進に努めてまいります。

「町政は町民が主人公」です。赤ちゃんからお年寄り、もちろん障がいのある人もない人も、その誰もが主人公です。そして、一人ひとりの生活は、地域とのつながり、かかわりによって支えられています。

本計画は障がいのある人だけを対象としたものではなく、町民の皆様全員の計画として位置づけ、誰もが対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざしたいと考えます。

最後になりましたが、本計画策定にあたりご協力くださいました関係者の皆様をはじめとして、熱心にご議論いただきました桂川町障がい者施策推進協議会の皆様、計画の策定に関する貴重なご意見や多大なご協力をいただきました皆様方に心から感謝を申し上げます。



平成 21 年 3 月

桂川町長 **井上 利一**



第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 障害者自立支援法の概要	4
5 策定の体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	7
1 桂川町の人口動態	8
2 障害者手帳所持者等の状況	11
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の基本理念	18
2 計画の基本的な視点	19
3 施策の体系	20
第4章 障がい福祉サービス	21
1 基本的な考え方	22
2 訪問系サービス	22
3 日中活動系サービス	25
4 居住系サービス	29
5 相談支援（サービス利用計画作成）	30
第5章 地域生活支援事業	33
1 基本的な考え方	34
2 相談支援事業	34
3 コミュニケーション支援事業	36
4 日常生活用具給付事業	37
5 移動支援事業	39
6 地域活動支援センター事業	40
7 その他事業	42

第6章 平成23年度に向けた数値目標 43

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行 44
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行 45
- 3 福祉施設から一般就労への移行 45

第7章 計画の推進体制 47

- 1 サービス利用支援体制の推進 48
- 2 計画の推進・評価体制 49

資料編 53

桂川町障害者施策推進協議会規則 54
桂川町障害者施策推進協議会委員名簿 56
桂川町障害者施策推進協議会開催日程 56
障がいのある人に関する社会の動向 57
障がい福祉サービス見込量 58
地域生活支援事業見込量 59

「障がい」の表記について

本計画書では、障がいのある人の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー^{※1}を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記しています。

ただし、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

^{※1} **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 障害者自立支援法の概要
- 5 策定の体制

1 計画策定の背景と趣旨

わが国の障がい者施策は、人生のあらゆる段階における全人間的復権をめざす「リハビリテーション^{※1}」の理念と、障がいのある人もない人も一緒に生活し、ともに活動できる社会の構築をめざす「ノーマライゼーション」の理念のもとに推進されています。

しかしながら近年、障がいの重度化・重複化、障がいのある人とその介護者の高齢化や心的ストレスを要因とした精神障がいの増加に伴い、地域での自立と社会参加を支援する行政サービスに対するニーズは多様化し、障がいの状況に応じた施策の充実が急務となっています。

このような状況の中、平成 15 年には「支援費制度^{※2}」が開始され、障がいのある人の自己決定や選択を重視し、利用者自らが福祉サービスを選択・決定できることを基本としたサービスのあり方に変更されました。

さらに、平成 18 年には「障害者自立支援法^{※3}」が施行され、市町村を中心としたサービス提供体制を基本に、障がい者施策が抜本的に見直されました。また、市町村及び都道府県においては、必要な障がい福祉サービスや相談支援などが地域において計画的に提供されるように、障がい福祉計画を策定することとなりました。

このほか、平成 17 年 4 月には「発達障害者支援法」が施行され、発達障がいを明確に定義づけるとともに、発達障がいの早期発見や支援など障がいの特性に応じた適切な支援が提供されるよう、さまざまな法整備が行われています。

桂川町においては、上記を踏まえ、障がい者施策の一層の推進を図るため、平成 19 年 3 月に『桂川町障害者福祉計画』を策定しました。このうち、『障害福祉計画』に該当する部分については、3年ごとの見直しが定められています。このため、前計画における「基本理念」を基本としつつも、障がい福祉サービスや地域生活支援事業の地域における適切な提供に向けて、『桂川町第2期障がい福祉計画』（以下、本計画）を策定しました。

※1 **リハビリテーション**：心身に障がいのある人の全人間的復権のため、その能力を最大限に発揮させ、身体的・精神的・社会的にできる限り自立した生活が送れるように援助すること。障がいのある人の自立と社会参加をめざす障がい者施策の重要な理念となっている。

※2 **支援費制度**：都道府県や市町村が、サービスの内容及び提供事業者などを決定する措置制度に替わって、平成 15 年から開始された障がい福祉サービス利用制度。障がいのある人自身が、希望するサービス及びそれを提供する事業者や施設を選択し、契約を結んだ上でサービスを利用する。なお、平成 18 年に施行された障害者自立支援法に基づき、給付の仕組みは変更されている。

※3 **障害者自立支援法**：障害者基本法の理念にのっとり、障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されていた福祉サービス、公費負担医療などについて、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成 18 年 4 月から施行され、市町村障害福祉計画の策定が位置づけられた。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

障害者基本法^{*1}に基づく『桂川町障害者計画』が桂川町における障がい者施策全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障がい福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す事業計画として位置づけられます。

また、『桂川町障害者計画』をはじめとして、国の『新障害者基本計画』及び福岡県の『新福岡県障害者福祉長期計画』を踏まえ、『第 4 次桂川町総合計画』を上位計画として、その他関連計画との整合性を持たせたものとします。

<【参考】障害者自立支援法（抜粋）>

<障害者自立支援法>

第八十八条(市町村障害福祉計画)

市町村は、基本方針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間とします。また、その後 3 年を第 3 期として、必要な見直しを行う予定となっています。

<計画の期間>

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
障害者計画									
第 1 期 障害福祉計画									
		見直し	第 2 期 障がい福祉計画						
				見直し	第 3 期 障がい福祉計画				

^{*1} **障害者基本法**：心身障害者対策基本法の改正法として平成 5 年 11 月に制定、12 月に公布。目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと（平成 16 年改正より差別禁止の理念が追加）、障がい者の定義に精神障がいを加えたこと、障害の日の条文化（平成 16 年改正により「障害者週間」に変更）、障害者基本計画の策定などの点の特徴。また、市町村障害者計画が位置づけられ、市町村に基盤を置いた障がい者施策を促進することとなった。

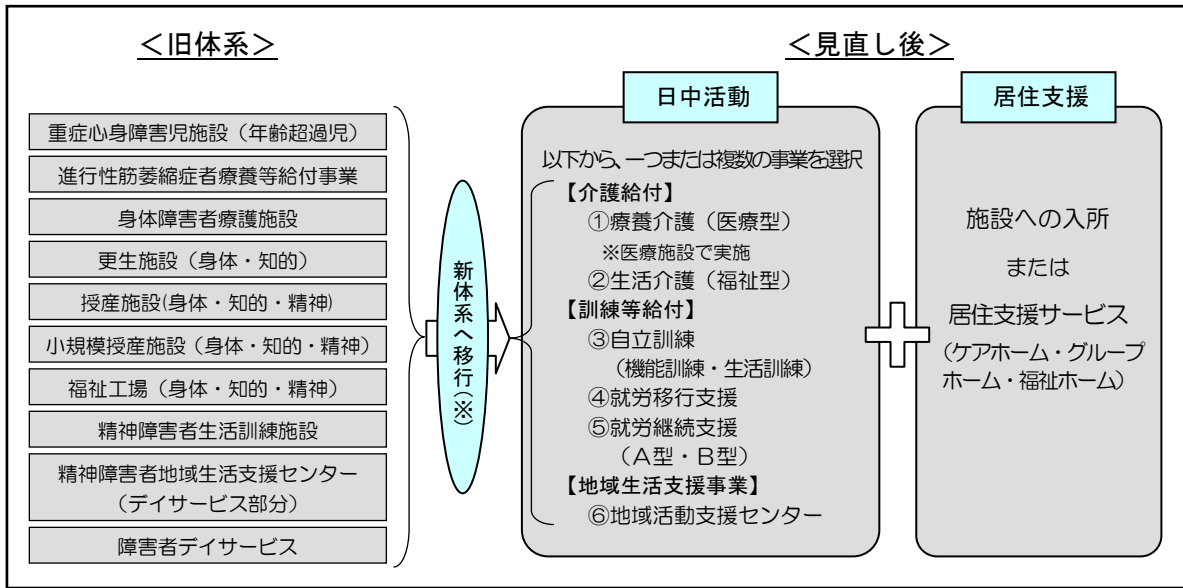
4 障害者自立支援法の概要

(1) 障害者自立支援法のポイント

平成 18 年 4 月、増加するサービス利用への対応や障がいのある人が地域で自立した生活を営むことができるよう支援することなどを目的に「障害者自立支援法」が施行され、安定的かつ効率的な制度体制を確保するため障がい者施策の抜本的な見直しが行われました。

第 2 期障がい福祉計画においては、同法の基本的な視点に基づいて、引き続き障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保と円滑な事業実施を図ることとなります。

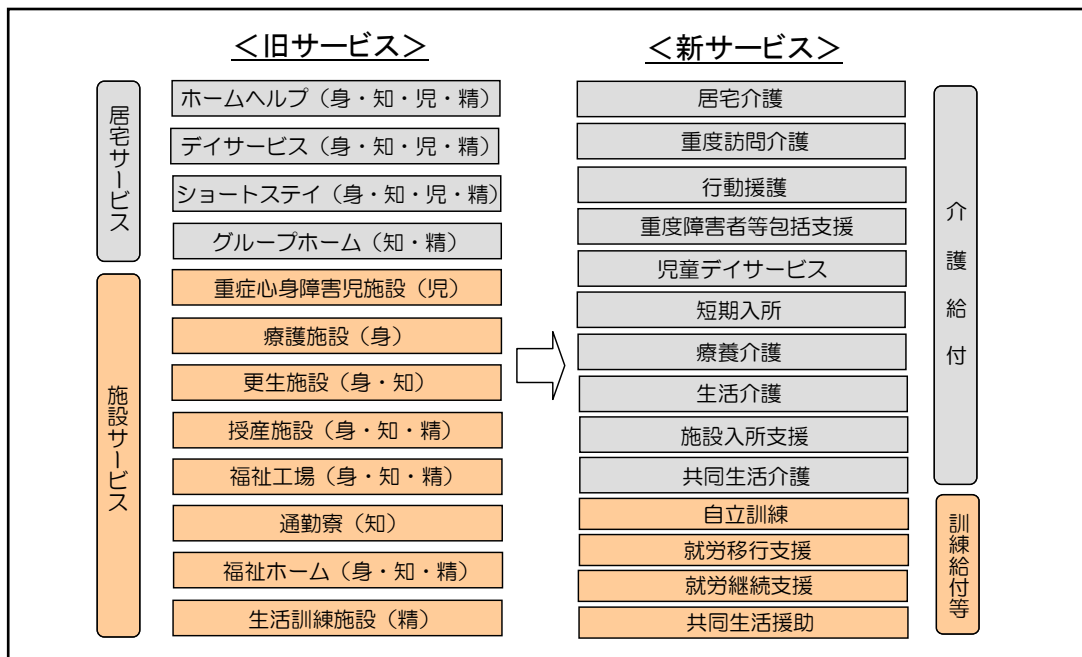
<施設体系・事業体系の見直し>



※おおむね 5 年程度の経過措置期間内に移行

※旧体系の支援費施設利用者については、経過措置として平成 23 年度末までの間、継続して利用が可能

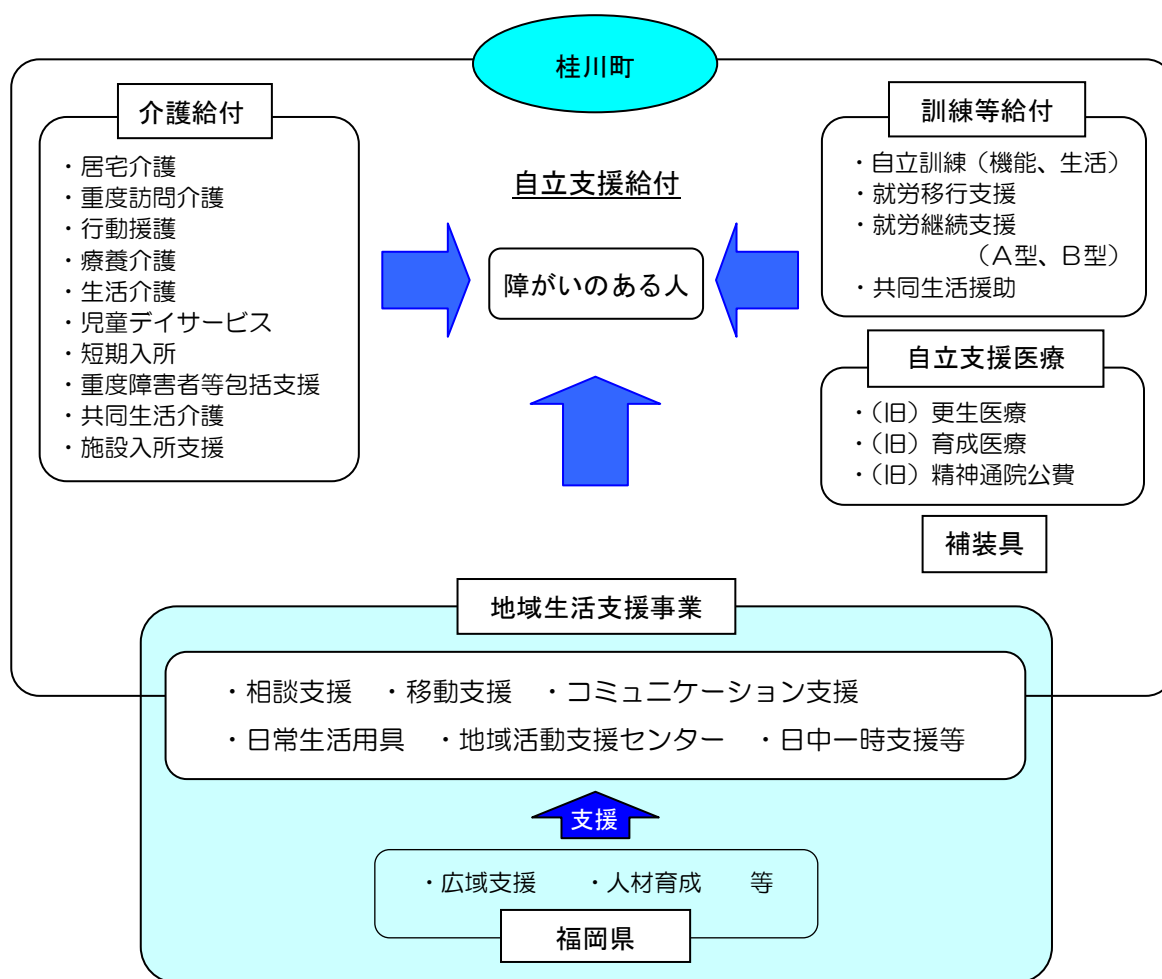
<福祉サービスに係る自立支援給付の体系>



(2) 総合的な自立支援システムの確立

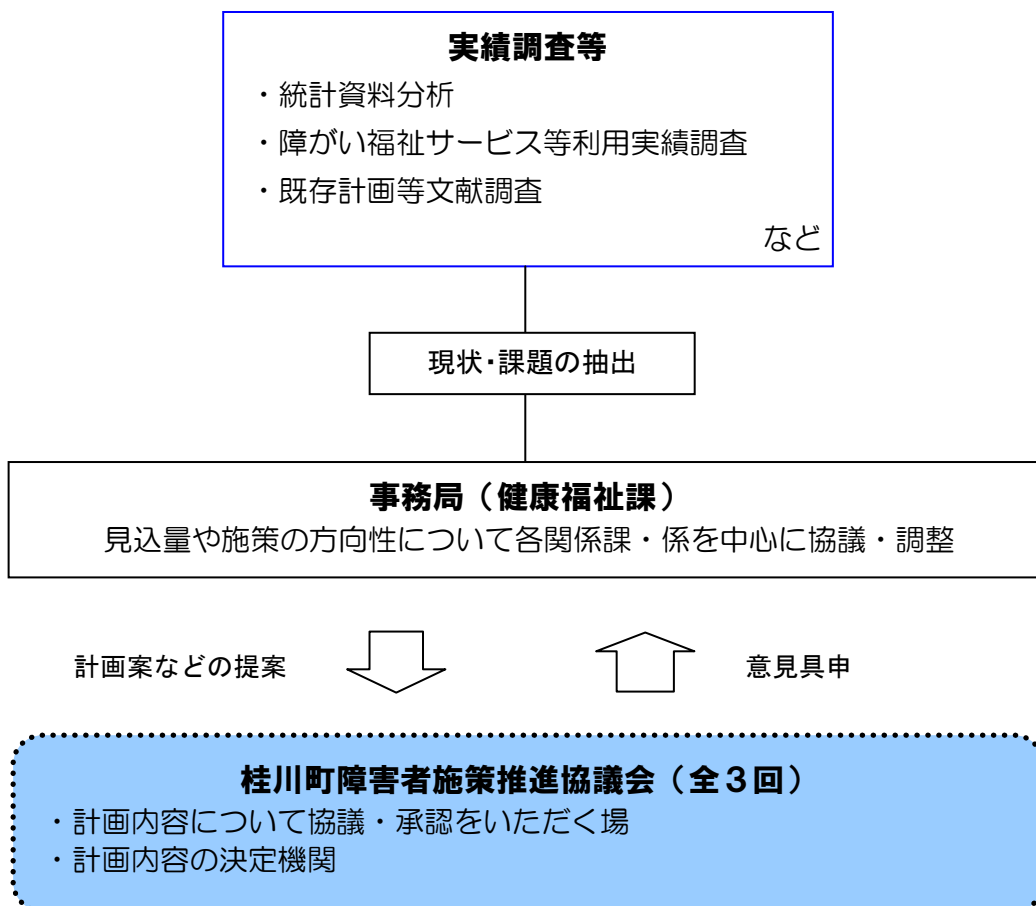
障害者自立支援法の施行に伴い、給付体系が変わりました。国や都道府県の義務的経費が伴う個別給付としての「自立支援給付」と、地域での生活を支えるために、国や都道府県の財政援助（裁量的経費）のもと、市町村が地域の実情に応じて実施する「地域生活支援事業」が創設されました。

障害者自立支援法における障がい福祉サービス等の給付体系は、これまでの支援費制度や精神保健福祉制度から、利用しやすい制度にしていくことをめざしています。



5 策定の体制

本計画の策定にあたっては、保健医療関係者、社会福祉関係者、行政機関関係者などで構成される「桂川町障害者施策推進協議会」において協議を行いました。



※  は、住民参加による策定プロセスを示す



第 2 章 障がいのある人を取り巻く状況

- 1 桂川町の人口動態
- 2 障害者手帳所持者等の状況

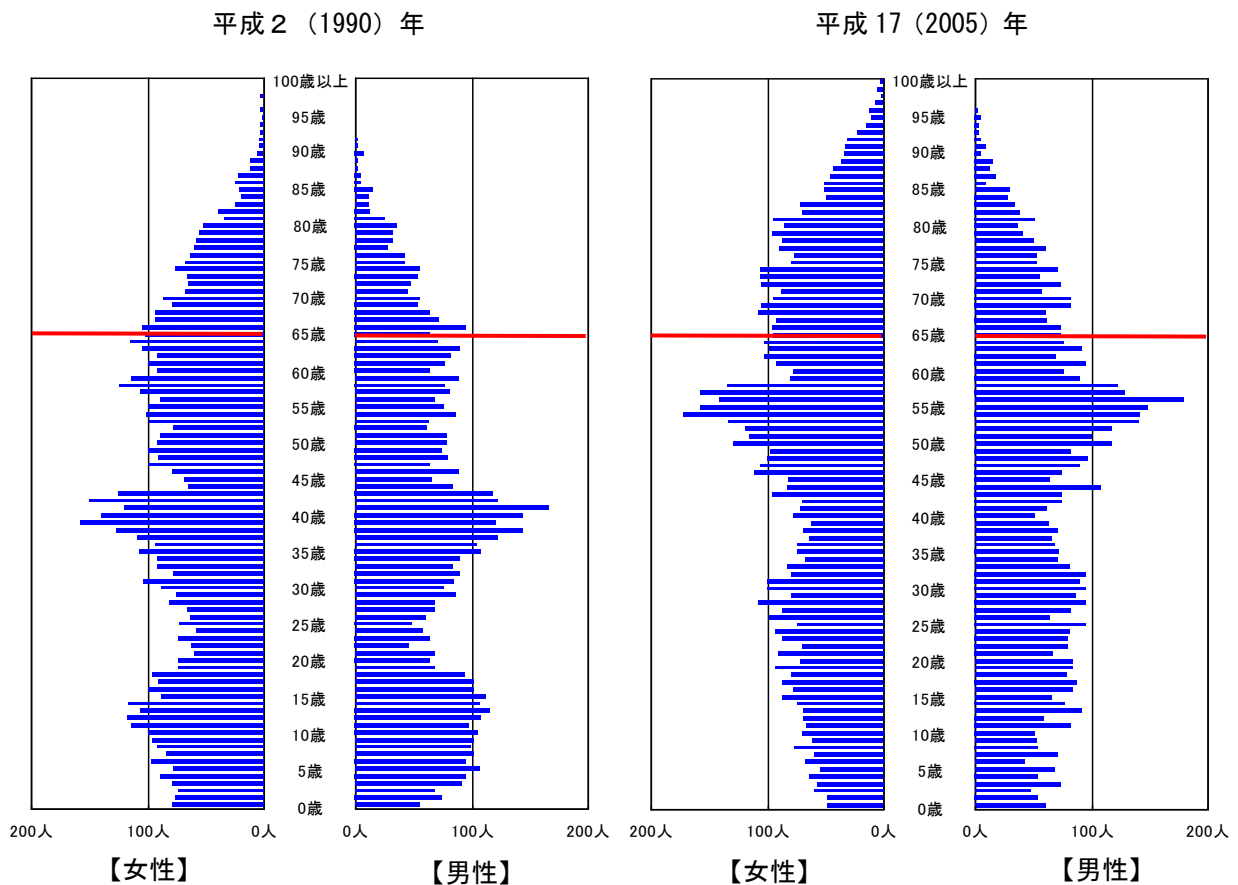
1 桂川町の人口動態

(1) 年齢人口構成の推移

平成2年と平成17年における年齢人口構成をみると、子どもの人口は減少し、65歳以上の高齢者が増加していることがうかがえます。

また、平成17年時点における55歳前後を中心とした年齢層（昭和22年～24年の第一次ベビーブームに生まれた、いわゆる団塊の世代）が一つの大きな山を形成しており、他の年齢人口層に比べ、顕著に多いことがわかります。この年齢層が高齢者（65歳以上）となる平成27年（2015年）頃には、さらなる高齢化が進行するものと予測されます。

<年齢人口構成>

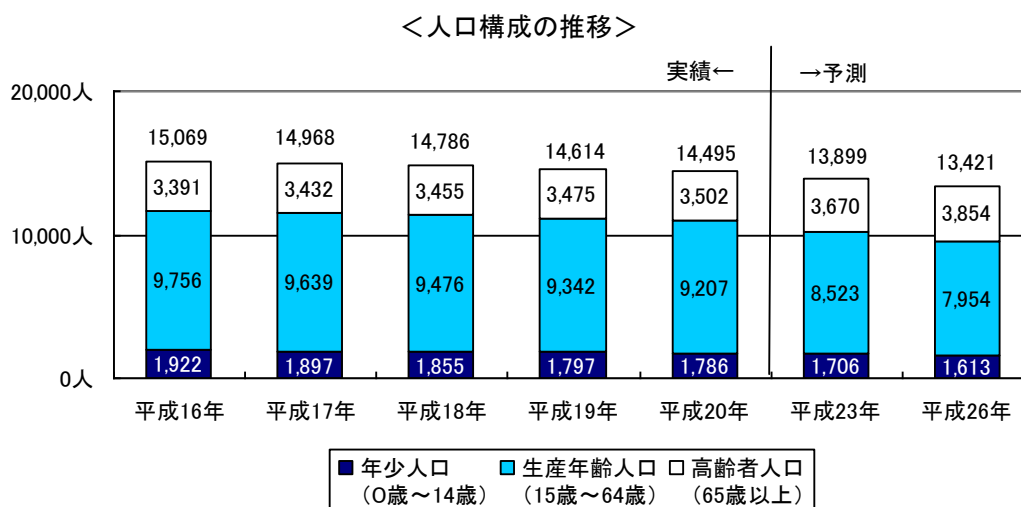


資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

桂川町の総人口は平成16年の15,069人から平成20年の14,495人と、4年間で574人の減少となっています。

年齢別の人口構成では、0～14歳までの年少人口と15～64歳の生産年齢人口が年々減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は増加しています。高齢者人口は平成16年から平成20年までの4年間で3,391人から3,502人と111人増えており、高齢化率も22.5%から24.2%に上昇しています。高齢者人口の内訳をみると、特に75歳以上の後期高齢者人口が大きく伸びています。



※平成23・26年の推計値は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

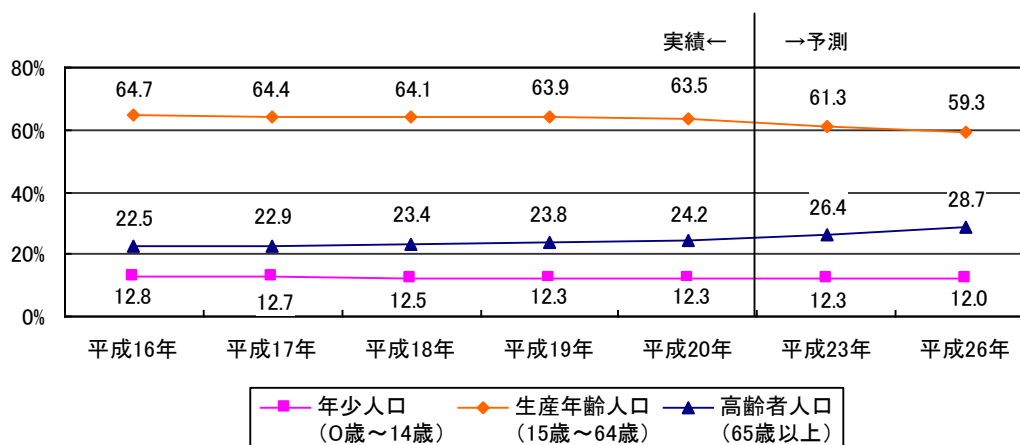
	実績 ←					→ 予測		単位：人
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成23年	平成26年	
総人口	15,069	14,968	14,786	14,614	14,495	13,899	13,421	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
年少人口 (0～14歳)	1,922	1,897	1,855	1,797	1,786	1,706	1,613	
	12.8%	12.7%	12.5%	12.3%	12.3%	12.3%	12.0%	
生産年齢人口 (15～64歳)	9,756	9,639	9,476	9,342	9,207	8,523	7,954	
	64.7%	64.4%	64.1%	63.9%	63.5%	61.3%	59.3%	
高齢者人口 (65歳以上)	3,391	3,432	3,455	3,475	3,502	3,670	3,854	
	22.5%	22.9%	23.4%	23.8%	24.2%	26.4%	28.7%	
前期高齢者 (65歳～74歳)	1,683	1,693	1,680	1,660	1,641	1,757	1,925	
	11.2%	11.3%	11.4%	11.4%	11.3%	12.6%	14.3%	
後期高齢者 (75歳以上)	1,708	1,739	1,775	1,815	1,861	1,913	1,929	
	11.3%	11.6%	12.0%	12.4%	12.8%	13.8%	14.4%	

※平成23・26年の推計値は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、平成16年では高齢者人口割合が年少人口割合を9.7ポイント上回っていましたが、平成20年ではその差は11.9ポイントまで拡大し、少子高齢化が進行しています。

<年齢3区分別人口構成比の推移>



※平成23・26年の推計値は、平成16～20年の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」を用いて算出

資料：住民基本台帳

(3) 世帯の推移

桂川町の一般世帯総数は平成20年では6,014世帯となっており、そのうち65歳以上の高齢者のいる世帯は2,552世帯となっています。

平成16年から平成20年までの65歳以上の高齢者のいる世帯の推移をみると、4年間で約120世帯増加しており、特にひとり暮らしの世帯の増加が顕著です。

<世帯構成の推移>

単位：世帯

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
一般世帯総数	5,886	5,940	5,984	5,986	6,014
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,431	2,426	2,423	2,506	2,552
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり暮らしの世帯	593	615	623	663	672
	24.4%	25.4%	25.7%	26.5%	26.3%
高齢者夫婦世帯	459	457	445	464	480
	18.9%	18.8%	18.4%	18.5%	18.8%
その他の世帯	1,379	1,354	1,355	1,379	1,400
	56.7%	55.8%	55.9%	55.0%	54.9%

資料：民生児童委員による実態調査（一般世帯総数は住民基本台帳）

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

平成 16 年度から平成 20 年度の各年度 10 月 1 日時点の身体障害者手帳^{※1} 所持者数の推移をみると、全体では平成 17 年度以降に減少に転じており、平成 16 年度の 953 人から平成 20 年度の 920 人と 33 人減少しています。

年代別にみると、「18 歳未満」に比べ「18 歳以上」が非常に多くなっており、平成 20 年度では 904 人と全体の 98.3% を占めています。

障がい程度別にみると、「1 級」が最も多くなっています。各程度において増減を繰り返しており、平成 20 年度では重度になるほど人数が多くなっています。

障がい種別にみると、平成 20 年度では「肢体不自由」が 520 人で最も多く、全体の 56.5% を占めています。平成 16 年度から平成 20 年度にかけて「視覚障がい」「聴覚・平衡機能障がい」が減少しているのに対し、「音声・言語・そしゃく機能障がい」「内部障がい」はやや増加傾向にあり、「肢体不自由」は横ばいの状況となっています。

<身体障害者手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
合 計		953	969	917	917	920
年代別	18 歳未満	10	15	12	14	16
	18 歳以上	943	954	905	903	904
障がい程度別	1 級	231	259	243	244	244
	2 級	202	208	203	192	183
	3 級	148	142	133	130	128
	4 級	170	165	155	167	178
	5 級	109	99	94	95	97
	6 級	93	96	89	89	90
障がい種別	視覚障がい	153	161	143	136	124
	聴覚・平衡機能障がい	123	110	105	103	101
	音声・言語・そしゃく機能障がい	11	28	25	24	22
	肢体不自由	523	525	503	505	520
	内部障がい	143	145	141	149	153

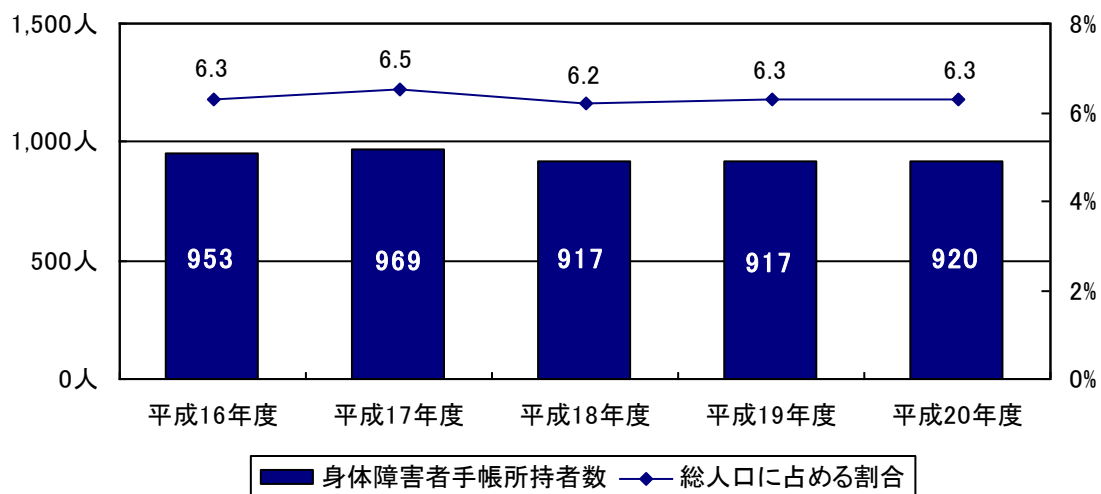
資料：健康福祉課（各年度 10 月 1 日現在）

<【参考】障がい程度の目安>

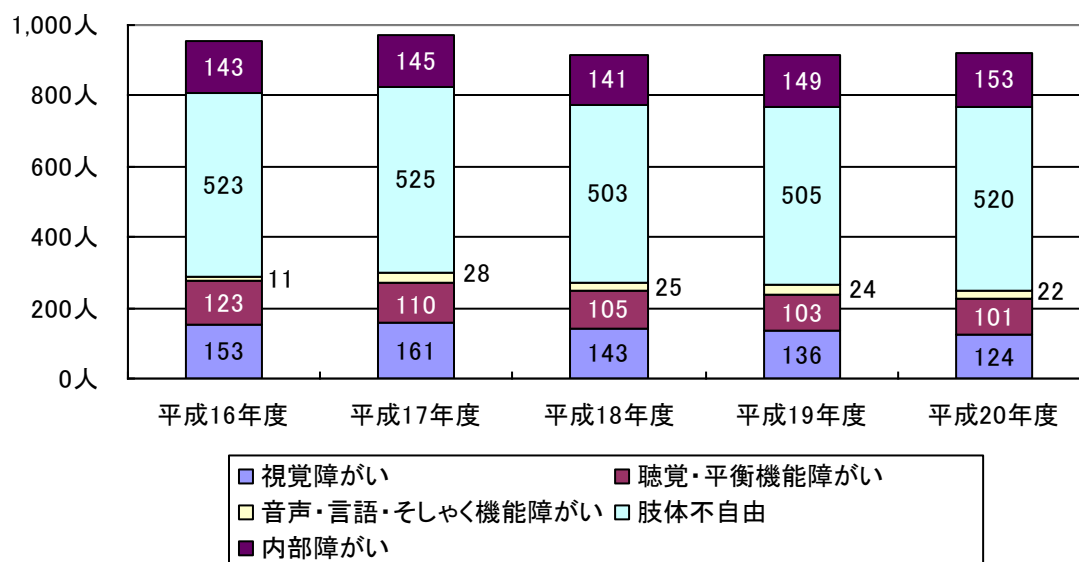


※1 **身体障害者手帳**：身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳。身体障害者手帳の等級は重度から 1 級から 6 級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

＜身体障害者手帳所持者数と総人口に占める割合の推移＞



＜障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移＞



(2) 知的障がいのある人の状況

平成16年度から平成20年度の各年度10月1日時点の療育手帳^{※1}所持者数の推移をみると、全体では平成16年度の98人から平成20年度の106人と8人増加しています。

年代別にみると、「18歳未満」に比べ「18歳以上」が多く、平成20年度では85人と全体の80.2%を占めています。

障がい程度別にみると、「B（中・軽度）」と比べて「A（重度）」が多くなっています。平成20年度では、「A」が67人と全体の63.2%を占めています。

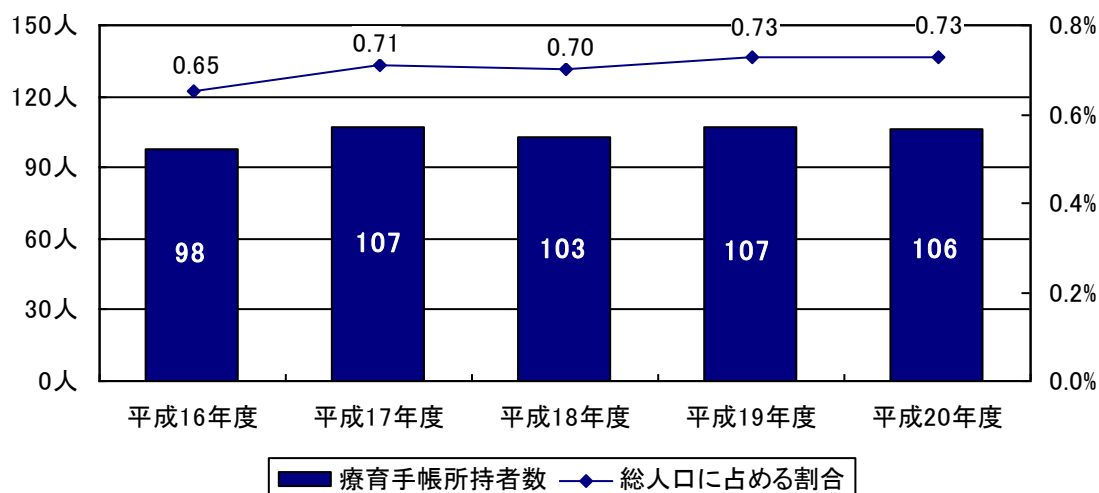
<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計		98	107	103	107	106
年代別	18歳未満	17	21	22	23	21
	18歳以上	81	86	81	84	85
障がい程度別	A（重度）	62	67	69	68	67
	B（中・軽度）	36	40	34	39	39

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

<療育手帳所持者数と総人口に占める割合の推移>



^{※1}療育手帳：児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

(3) 精神障がいのある人の状況

平成16年度から平成20年度の各年度10月1日時点の精神障害者保健福祉手帳^{※1}所持者数の推移をみると、全体では平成16年度の36人から平成20年度の43人と7人増加しています。

年代別にみると、ほとんどが「18～64歳」となっています。平成20年度には、「18～64歳」が42人、「65歳以上」は1人となっており、「18歳未満」はみられません。

障がい程度別にみると、「2級」が最も多くなっています。

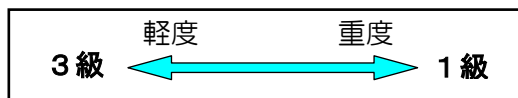
<精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移>

単位：人

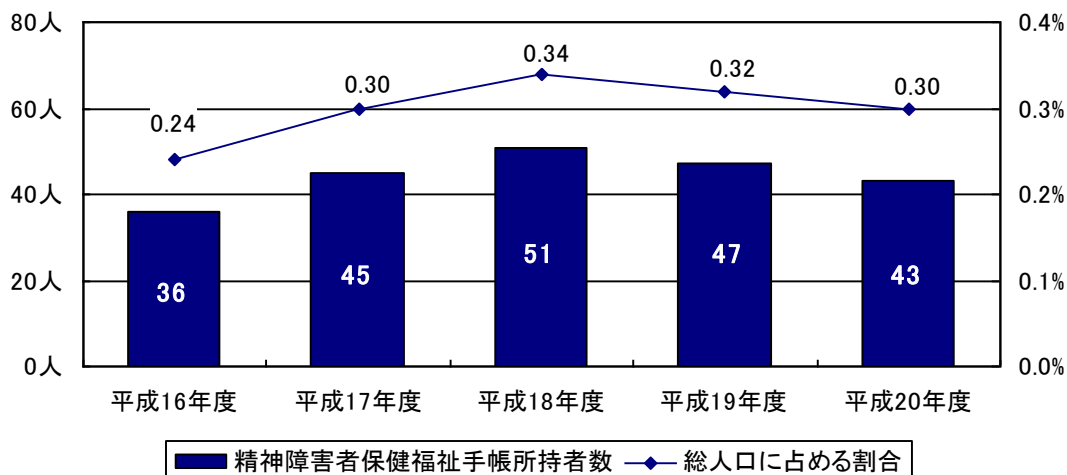
区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
合計		36	45	51	47	43
年代別	18歳未満	-	-	0	0	0
	18～64歳	-	-	50	46	42
	65歳以上	-	-	1	1	1
障がい程度別	1級	5	7	5	6	2
	2級	20	22	29	26	29
	3級	11	16	17	15	12

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

<【参考】障がい程度の目安>



<精神障害者保健福祉手帳所持者数と総人口に占める割合の推移>



^{※1} **精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいのある人が各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

平成 16 年度から平成 20 年度の各年度 10 月 1 日時点の精神障害者通院医療費公費負担※¹（自立支援医療※²）対象者数の推移をみると、平成 18 年度に急激に減少しています。平成 16 年度から平成 20 年度までの 4 年間で、43 人の減少となっています。

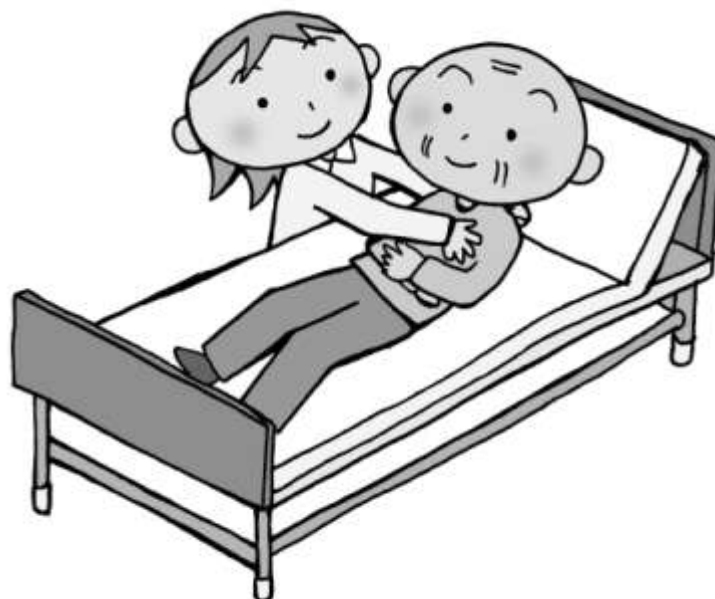
＜通院医療費公費負担（自立支援医療）対象者数の推移＞

単位：人

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
通院医療費公費負担 （自立支援医療）対象者数	168	188	137	121	125

資料：健康福祉課（各年度 10 月 1 日現在）

※平成 18 年 4 月から、公費負担医療（「精神障害者通院医療費公費負担」・「更生医療」・「育成医療」）は「自立支援医療」として改正され、支給手続きや利用者負担の仕組みが一元化されました。



※¹ **精神障害者通院医療費公費負担**：精神障がいのある人の適正な医療を普及するため、指定の病院、診療所または薬局で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の 95%を社会保険及び公費で負担する制度。障害者自立支援法の施行に伴い、平成 18 年 4 月から更生医療及び育成医療とあわせ、自立支援医療として一元化。

※² **自立支援医療**：従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者自立支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められたもの。

第 3 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の基本的な視点
- 3 施策の体系

1 計画の基本理念

互いに理解し 支え合い ともに生きる

障がいの有無にかかわらず、すべての人が安心していきいきと生活し、地域との“つながり”や、あたたかい“ふれあい”の中で、地域社会の一員として、自分らしい生活が自らの意思で選択できるような社会の実現をめざします。

そのためには、すべての障がいのある人について、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活が保障される権利を有することや、社会を構成する一員として社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有することが大切です。同時に、障がいを理由に差別することや権利を侵害することなく、町民一人ひとりが障がい及び障がいのある人について正しい認識を持つことが大切です。

あわせて、基本的人権尊重の理念に立ち、障がいのある人もない人も同等な権利が得られるよう、さまざまな支援を進めていくことが必要となります。

本計画を障がいのある人だけを対象とするのではなく、町民全員の計画と位置づけ、障がいのある人もない人も対等の権利を持ち、住み慣れた地域でともに生活し、社会に参加できるまちづくりをめざします。



2 計画の基本的な視点

視点1 障がい特性に対する留意

従来は、身体障がいと知的障がいは障がい者施策、精神障がいは主として保健・医療施策の対象であり、障がい種別に法律が制定され事業体系が分立していました。しかし、障害者自立支援法の施行により、福祉サービスが共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みとなったため、障がい種別、高齢者や児童といった年齢別などの違いも越えて、一人ひとりのニーズに応じた支援が重要となります。

ケアマネジメント^{※1}の手法を活用しながら、個人の特性をとらえた「必要な人に、必要なサービス」の提供をめざします。

視点2 一貫した相談・サービス提供体制の充実

障がいがあっても、地域で安心していきいきと暮らすためには、個々の障がいの状態や年代に応じ、本人が求めるニーズを踏まえた支援を行いつつ、生涯にわたってサポートできる仕組みづくりが必要です。そのためには、福祉・保健・医療・教育・就労等の各分野が一体となって、乳幼児期からの一貫した相談・支援体制を整備することが重要です。

相談支援の質を高め、地域生活に必要なさまざまなサービスが適切に提供できるよう、相談支援体制や関係機関のネットワーク構築の充実をめざします。

視点3 地域生活・活動の充実

障がいのある人に対する正しい知識と理解を深め、誰もが暮らしやすい地域社会を実現するためには、障がいのある人の地域における社会参加の場を設け、地域住民との交流機会を一層充実させていく必要があります。また、施設から地域生活への移行が進む中で、障がいのある人が生活の場として望む場所を選択し、可能な限り身近なところで必要なサービスを受けることができる体制を整えることが必要となります。

自立と社会参加の実現を図ることを基本とし、地域生活への移行といった新たな課題に対応したサービス提供体制の整備をめざします。

視点4 就労の場づくり

障がいのある人の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの能力を最大限に発揮して社会生活を営むためには、広く町民に対して障がいのある人の雇用に対する理解を求め、障がいのある人が働きやすい環境づくりを進めることが必要です。関係機関と連携した就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実をめざします。

^{※1} **ケアマネジメント**：障がいのある人の地域における生活を支援するために、利用者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法。

3 施策の体系

サービスの体系	サービスの種類	具体的なサービス・事業
障がい福祉サービス	1 訪問系サービス	①居宅介護（ホームヘルプ）
		②重度訪問介護
		③行動援護
		④重度障害者等包括支援
	2 日中活動系サービス	①生活介護
		②自立訓練（機能訓練）
		③自立訓練（生活訓練）
		④就労移行支援
		⑤就労継続支援（A型）
		⑥就労継続支援（B型）
3 居住系サービス	⑦療養介護	
	⑧児童デイサービス	
	⑨短期入所（ショートステイ）	
4 相談支援（サービス利用計画作成）	①共同生活援助（グループホーム）	
	②共同生活介護（ケアホーム）	
	③施設入所支援	
地域生活支援事業	1 相談支援事業	①障がい者相談支援事業
		②地域自立支援協議会
		③成年後見制度利用支援事業
	2 コミュニケーション支援事業	
	3 日常生活用具給付事業	①介護・訓練支援用具
		②自立生活支援用具
		③在宅療養等支援用具
		④情報・意思疎通支援用具
		⑤排泄管理支援用具
		⑥住宅改修費
	4 移動支援事業	
	5 地域活動支援センター事業	
	6 その他事業	①日中一時支援事業
②社会参加促進事業		
③手話奉仕員養成研修事業		

第4章 障がい福祉サービス

- 1 基本的な考え方
- 2 訪問系サービス
- 3 日中活動系サービス
- 4 居住系サービス
- 5 相談支援（サービス利用計画作成）

1 基本的な考え方

障害者自立支援法が施行され、障がい福祉サービスの給付体系は支援費から自立支援給付へと移行しました。「障害程度区分」の認定を受けることによって、身体・知的・精神といった障がいの種別や年齢にかかわらず、さまざまな障がい福祉サービスが適切に利用できるしくみづくりを進めます。

2 訪問系サービス

(1) サービスの内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の各サービス利用者数を基礎として、平成 21 年度以降の利用者の伸びを勘案し、一人あたり利用量を乗じた量を見込みました。

障がいのある人の数の増加や施設などからの地域生活への移行を踏まえて、今後も一定の伸びが見込まれます。

①居宅介護（ホームヘルプ^{※1}）

ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護（ホームヘルプ）	実人数（／月）	33	36	37	38	40	42
	時間分（／月）	928	712	635	819	861	903

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

^{※1} **ホームヘルプ**：障がいのある人の家庭をホームヘルパーが訪問し、介護サービスや生活援助（家事）サービス、相談・助言を行い、利用者やその家庭が安心して在宅で生活を送ることができるよう援助するとともに、家族など介護者の介護負担の軽減を図ること。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
重度訪問介護	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間分（／月）	0	0	0	0	0	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

③行動援護

知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
行動援護	実人数（／月）	0	1	1	1	1	1
	時間分（／月）	0	1	1	1	1	1

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

④重度障害者等包括支援

障がい程度区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供するサービスです。

実績及び見込量	単位	実績		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
重度障害者等包括支援	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	時間分（／月）	0	0	0	0	0	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

(2) 支援の方向性

重複・重度化を含む3障がいの特性に応じるため、福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、ホームヘルパー等の養成と確保を働きかけるなど、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

また、県・周辺自治体との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。地域において独自にインフォーマルサービス^{※1}等を実施している地域ボランティア団体等に対して、法人格を取得し、障がい福祉サービス事業への参入を働きかけるなど、必要量の確保に努めます。



^{※1} **インフォーマルサービス**: 公的機関などにより制度に基づいて行われる福祉サービスに対して、家族や友人、近隣、ボランティア等によって行われる非公式な福祉サービス。

3 日中活動系サービス

(1) サービス内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の各サービス利用者数を基礎として、平成 21 年度以降の利用者の伸び、旧法施設から移行すると見込まれる人数を勘案し、一人あたり利用日数を乗じた量を見込みました。今後、旧法施設の新体系への移行に伴い、「生活介護」を中心に、利用量が増加するものと予測されます。

①生活介護

常時介護が必要であり、障がい程度区分3以上である人、または年齢 50 歳以上で障がい程度区分2以上である人に対して、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

実績及び見込量	単位	第 1 期 (実績)		見込み	第 2 期 (見込み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	実人数 (／月)	0	6	9	23	27	45
	人日分 ^{*1} (／月)	0	37	103	207	243	405

※月あたりの値 (年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入)

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

②自立訓練 (機能訓練)

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障がいのある人を対象に、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第 1 期 (実績)		見込み	第 2 期 (見込み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練 (機能訓練)	実人数 (／月)	0	3	1	1	1	1
	人日分 (／月)	0	13	1	22	22	22

※月あたりの値 (年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入)

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

*1 人日分：実人数それぞれの利用日数の合計値。

③自立訓練（生活訓練）

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
自立訓練（生活訓練）	実人数（／月）	6	8	8	8	8	8
	人日分（／月）	24	159	161	176	176	176

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労移行支援	実人数（／月）	0	1	2	2	2	2
	人日分（／月）	0	18	27	30	30	30

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満（利用開始時）の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援（A型）	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0
	人日分（／月）	0	0	0	0	0	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難で、一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
就労継続支援（B型）	実人数（／月）	4	7	15	16	17	17
	人日分（／月）	16	146	208	352	374	374

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

⑦療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障がい程度区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障がい程度区分5以上で筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、主に昼間に医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
療養介護	実人数（／月）	0	0	0	0	0	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

⑧児童デイサービス

療育^{*1}指導が必要と判断された障がいのある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適應できるよう、身体及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
児童デイサービス	実人数（／月）	3	7	9	11	13	15
	人日分（／月）	18	29	30	44	52	60

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

*1 療育：障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

⑨短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、施設への短期間の入所を必要とする人を対象に、短期間、夜間も含めて入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所（ショートステイ）	実人数（／月）	3	7	5	6	7	8
	人日分（／月）	26	44	32	42	49	56

（2）支援の方向性

福祉サービス事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、指導や支援を担う専門職の養成と確保を働きかけ、サービス利用者一人ひとりの状況に応じた適切な日中活動の場と必要なサービス量を提供できる体制づくりを推進します。

就労移行支援事業や就労継続支援事業に関しては、利用ニーズの把握に努め、福祉サービス事業者等と連携してサービス調整を図るとともに、情報支援等を通じて事業者の移行を促進し、必要なサービス量の確保を図ります。また、一般企業等への就労が困難な人に対し、継続的な就労訓練を確保する観点から、企業などに対し授産事業への発注の働きかけを行い、安定した施設運営への支援に努めます。

あわせて、公共職業安定所^{*1}や保健福祉環境事務所、商工会議所、福祉サービス事業者、民間企業、障がい者就業・生活支援センター^{*2}等の関係機関とのネットワークの形成及び障がい者トライアル雇用^{*3}やジョブコーチ制度^{*4}等の活用を促進します。雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障がいのある人への雇用に関する情報提供に努め、就労支援策の強化、雇用促進を図ります。また、工賃の確保等にも留意し、サービス提供体制の整備を進めます。

^{*1} **公共職業安定所**：通称は「ハローワーク」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務等を行う。

^{*2} **障がい者就業・生活支援センター**：就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

^{*3} **障がい者トライアル雇用**：障がいのある人に対する知識や雇用経験が浅い事業所を中心に、試行期間として雇用してもらい、障がい者雇用の機会を拡大していこうとするもの。期間は原則として3か月で、労働基準法などの労働関係法令に基づき事業主と障がいのある人との間で雇用契約を結び、労働保険などが適用される。

^{*4} **ジョブコーチ制度**：障がいのある人が職場に適応し、定着できるよう、就職の前後を通じて職場などに出向いて直接支援を行うほか、事業主などに対しても必要な助言をする職場適応援助者制度のこと。平成14年に障がいのある人の雇用支援事業として開始。

4 居住系サービス

(1) サービス内容、実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の各サービス利用者数を基礎として、平成 21 年度以降の利用者の伸びを勘案し、見込みました。今後、旧法施設の新体系への移行に伴い、「施設入所支援」を中心に、利用量が増加するものと予測されます。

①共同生活援助（グループホーム）

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居（グループホーム）で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活援助 （グループホーム）	実人数（／月）	1	1	0	1	2	2

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

②共同生活介護（ケアホーム）

生活介護や就労移行支援等の日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の支援を必要とし、障がい程度区分 2 以上の人を対象に、主に夜間に共同生活を行う住居（ケアホーム）で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
共同生活介護 （ケアホーム）	実人数（／月）	4	5	6	6	6	6

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

③施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所が困難な人、または生活介護の対象となっている障がいのある人を対象に、施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

実績及び見込量	単位	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	実人数（／月）	0	0	3	12	14	31

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

(2) 支援の方向性

グループホームやケアホームについては、知的障がい・精神障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす生活の場として、今後整備の必要性が高まると考えられます。そのため、地域への理解促進、事業者や障がい者諸団体等への情報提供等を行い、整備の支援に努めます。

また、施設入所支援については、認定審査を通じて決定する障がい程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう、入所利用の適正化と広域的な施設利用の視点も含めたサービス調整に努めます。

5 相談支援（サービス利用計画作成）

(1) サービス内容

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成するサービスです。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度のサービス利用者数を基礎として、平成 21 年度以降の利用者の伸びを勘案し、見込みました。今後、対象者の把握・サービス提供体制の充実に伴い、若干の利用者の増加が予測されます。

	単位	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 （サービス利用計画作成）	実人数（／月）	0	0	0	0	1	2

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成 20 年度は 10 月末までの実績から算出

(3) 支援の方向性

支援の要件を満たす障がいのある人が、ニーズに応じた障がい福祉サービスを利用できるよう、適切なサービス利用計画の作成を行います。そのため、対象者の把握を行うとともに関連機関と連携を図り、相談支援専門員の養成や確保を働きかけ、専門的な相談体制の確保を図ります。

また、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）においてサービス利用支援のチェックを行い、適正化を図ります。

【参考】旧体系サービス

①日中活動系（旧入所サービス分）

以下の各旧体系入所施設において提供される、日中活動系サービスです。

・身体障害者療護施設（入所）	・知的障害者入所授産施設
・身体障害者更生施設（入所）	・知的障害者入所更生施設
・身体障害者授産施設（入所）	・精神障害者入所授産施設
・精神障害者生活訓練施設	

	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成	平成	平成	平成	平成	平成
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中活動系 （旧入所サービス分）	実人数（／月）	26	33	29	20	17	0
	人日分（／月）	572	868	875	520	442	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

②日中活動系（旧通所サービス分）

以下の各旧体系通所施設において提供される、日中活動系サービスです。

・身体障害者療護施設（通所）	・精神障害者通所授産施設
・身体障害者更生施設（通所）	・精神障害者生活訓練施設
・身体障害者授産施設（通所）	・小規模通所授産施設（身体・知的・精神）
・知的障害者通所更生施設	・福祉工場（身体・知的・精神）
・知的障害者通所授産施設	

	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成	平成	平成	平成	平成	平成
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
日中活動系 （旧通所サービス分）	実人数（／月）	42	23	10	3	1	0
	人日分（／月）	924	446	346	72	24	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出

③居住系（旧入所サービス分）

以下の各旧体系入所施設において提供される、居住系サービスです。

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・ 身体障害者療護施設（入所） | ・ 知的障害者通勤寮 |
| ・ 身体障害者更生施設（入所） | ・ 精神障害者入所授産施設 |
| ・ 身体障害者授産施設（入所） | ・ 精神障害者生活訓練施設 |
| ・ 知的障害者入所更生施設 | ・ 精神障害者福祉ホーム（B型） |
| ・ 知的障害者入所授産施設 | |

	単位	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度
居住系 （旧入所サービス分）	実人数（／月）	26	33	29	20	17	0

※月あたりの値（年間実績を月数で割って算出、小数点以下は四捨五入）

※平成20年度は10月末までの実績から算出



第 5 章 地域生活支援事業

- 1 基本的な考え方
- 2 相談支援事業
- 3 コミュニケーション支援事業
- 4 日常生活用具給付事業
- 5 移動支援事業
- 6 地域活動支援センター事業
- 7 その他事業

1 基本的な考え方

地域生活支援事業は、障害者自立支援法において法定化された、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供します。地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効率的・効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図ります。

また、複数の市町村が連携し広域的に実施することや、事業の全部または一部を委託することも可能となるため、利用者ニーズや桂川町の資源などを勘案し、実情に応じたサービスの確保に努めます。

2 相談支援事業

(1) サービス内容

- 障がいのある人や家族等の介助者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助等を行います。

障がい者相談支援事業	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託：障がい者生活支援センター BASARA 障がい者生活支援センター かさまつ 障がい者相談支援センター たいよう

- 地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供に取り組み、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善を推進します。

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク （地域自立支援協議会）	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	備考	※21年度に2市1町の広域設置予定

- 成年後見制度^{※1}の利用が有効と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、同制度の利用の促進により権利擁護を図るために、審判の申し立て（2親等以内の親族の存在が明らかでも支援が見込まれない場合に、町長が申し立てできるため）や、申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を行います。

^{※1} **成年後見制度**：知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

現在の状況並びに今後の動向・予定を踏まえて、実施の有無を設定しています。

	単位等	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施箇所数	2	2	3	3	3	5
地域自立支援協議会	実施の有無	無	無	無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施箇所数	2	2	3	3	3	3
	のべ件数（/年）	0	0	0	1	1	2
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	2	2	3	3	3	3
	のべ件数（/年）	0	0	0	1	1	1

(3) 支援の方向性

相談支援事業については、発達障がいのある人も含め、障がい種別にかかわらず誰もが相談に応じられるよう、専門職員の配置を図るなど総合的な相談支援体制の確立を図ります。その上で、障がい者相談支援事業として、福祉サービスの利用援助（相談、情報提供、助言、連絡調整等）、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。

また、地域において相談支援事業を適切に実施していくために地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行うとともに、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

住宅入居等支援事業については、賃貸契約による一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がいのある人について、障がいのある人と家主等との入居契約手続きに係る支援、保証人が必要となる場合における調整、家主等に対する相談・助言、入居後の緊急時における対応等を行うことで、障がいのある人の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の権利擁護を進めるために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を引き続き支援します。

3 コミュニケーション支援事業

(1) サービス内容

聴覚及び音声・言語機能障がいのある人に対して、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、手話通訳者などを派遣することにより、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。

コミュニケーション支援事業	実施形態	町単独
	実施者	委託：桂川手話の会等

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

現在の状況を踏まえ、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	第1期（実績）		見込み	第2期（見込み）		
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
要約筆記奉仕員 ^{※1} 派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
手話奉仕員 ^{※2} 派遣事業	実利用者数	0	3	4	5	5	5
手話通訳者派遣事業	実利用者数	0	0	0	0	0	0
手話通訳設置事業	設置人数	0	0	0	0	0	0
その他（点訳等）	実利用者数	0	0	0	0	0	0

(3) 支援の方向性

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化し、手話通訳者や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

また、障がいのある人を対象にコミュニケーション支援事業を周知し、サービスの利用促進を図ります。

^{※1} **要約筆記奉仕員**：聴覚障がいのある人に対して、話の内容をその場で文章にして伝える筆記通訳者のこと。大会等の場において講演内容等を要約筆記するほか、広報活動等に協力する。

^{※2} **手話奉仕員**：手話奉仕員養成事業において、奉仕員として登録されている人。聴覚・言語機能障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術などを習得することを目標に養成されている。

4 日常生活用具給付事業

(1) サービス内容

障がいのある人に対して、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図るサービスです。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、その他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある子どもが訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計、その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、その他の障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
排泄管理支援用具	ストーマ装具、その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。
住宅改修費	障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

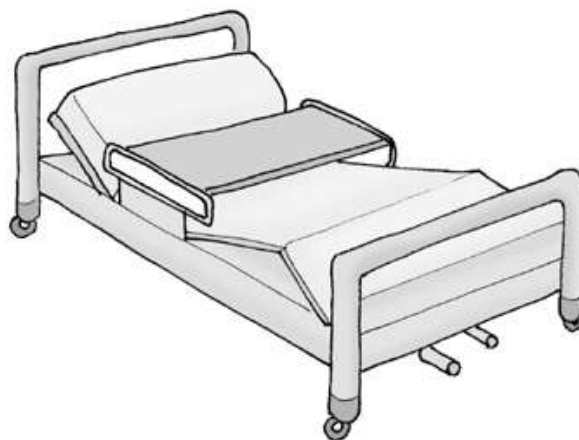
	単位等	第 1 期 (実績)		見込み	第 2 期 (見込み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日常生活用具給付事業							
介護・訓練支援用具	のべ件数 (/年)	0	4	2	4	4	4
自立生活支援用具		3	6	4	6	6	6
在宅療養等支援用具		0	6	2	6	6	6
情報・意思疎通支援用具		2	2	0	2	2	2
排泄管理支援用具		52	326	330	342	354	366
住宅改修費		0	0	0	1	1	1

※排泄管理支援用具は、平成 18 年 10 月から制度改正により補装具から日常生活用具へ変更となった。

※件数は、1 か月分を 1 件とする。

(3) 支援の方向性

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種別や程度といったそれぞれの特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。



5 移動支援事業

(1) サービス内容

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とした外出時の移動を支援するサービスです。

個別支援が必要な障がいのある人に対するマンツーマンでの支援（個別支援型）と、グループ活動等の複数に対する同時支援（グループ支援型）を行います。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
移動支援事業	実利用者数	25	30	30	32	34	36
	のべ時間（／年）	958	3,434	3,245	3,520	3,740	3,960

(3) 支援の方向性

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。また、福祉サービス事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。

さらに、移動ボランティア、送迎ボランティアなどの障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

6 地域活動支援センター事業

(1) サービス内容

障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の機会を提供するサービスです。

種類	内 容
I 型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「地域生活支援センター」に該当するもの。 ○基礎的事業に加え、専門職（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。 ○相談支援事業をあわせて実施ないし委託を受けていることを要件とする。
II 型	<ul style="list-style-type: none"> ○従来の「居宅生活支援（デイサービス※¹）」に該当するもの。 ○地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。
III 型	<ul style="list-style-type: none"> ○地域においておおむね5年以上安定的な運営が図られている小規模作業所等から移行するもの。

※地域活動支援センターは、I 型からII 型すべてにおいて、「基礎的事業」として利用者に対し創作活動、生産活動機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う。

地域活動支援センター事業	実施形態	広域：桂川町、飯塚市、嘉麻市
	実施者	委託：NPO 嘉飯山ネット BASARA 施設：地域活動支援センター izumi

※¹ **デイサービス**：在宅の障がいのある人、要援護高齢者等が施設に通い、個人の能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、食事の提供、機能訓練などを受けるサービス。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	第 1 期 (実績)		見込み	第 2 期 (見込み)		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センター事業 (I 型)	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	2	1	2	3	3	4
地域活動支援センター 機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

(3) 支援の方向性

専門職員を配置し、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

また、障がいのある人にとって活動の場となる地域活動支援センターが、専門的な相談に応じられることは重要であり、専門的な相談体制の確保に努めます。



7 その他事業

(1) サービス内容

①日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対して、各種社会福祉法人により日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

②社会参加促進事業

障がいのある人の社会参加の促進を目的として、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

③手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成するため、研修の実施やそれに係る支援を行います。

(2) サービスの実績及び見込量

【見込量の定め方】

平成 18～20 年度の実施状況を基礎として、利用意向、今後の周知・体制の整備に伴う自然増を勘案して見込んでいます。

	単位等	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	実利用者数	1	7	5	7	8	9
	のべ回数（／年）	1	104	114	140	160	180
社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成）	のべ件数（／年）	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	参加者数（／年）	6	8	2	5	5	5

(3) 支援の方向性

事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。また、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた、適切なサービスを提供できるよう努めます。

日中一時支援事業については、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。

第 6 章 平成 23 年度に向けた数値目標

- 1 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行
- 3 福祉施設から一般就労への移行

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	数 値	考 え 方
入所者数 (基準値)	23 人	平成 17 年 10 月 1 日の人数 (A)
目標年度入所者数	31 人	平成 23 年度末時点の利用見込み (B)
目標値 (削減見込み)	-8 人	(A) - (B) = (C)
目標値 (地域生活移行数)	1 人	施設入所からグループホーム、 ケアホーム等への移行者数

※この場合の「入所施設」とは、長期の入所が常態化している施設（身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設[入所]、知的障害者授産施設[入所]、精神障害者入所授産施設）を指す。

※「地域生活移行」とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホームやケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう（家庭復帰を含む）。

※第 2 期計画策定時の目標数値については、平成 19・20 年度の入退所実績及び現入所者等の障害程度区分、施設、事業所の新体系移行調査に基づき試算。

居住系（旧入所サービス）の平成 20 年度時点の入所者 29 人のうち 28 人が、平成 21 年度～平成 23 年度にかけて新体系に移行し、施設入所支援利用者は 28 名（旧入所サービス利用者）＋ 既存の施設入所支援利用者 3 名（平成 20 年度）＝ 目標年度入所者数 31 人を想定しています。

また、居住系（旧入所サービス）の平成 20 年度時点の入所者 29 人のうち 1 人が、平成 22 年度に共同生活援助（グループホーム）へ移行するため、目標値（地域生活移行数）は 1 人となります。共同生活援助（グループホーム）利用者 2 名のうち、1 名は新規入所者です。

<【参考】旧入所サービス及び居住系サービス（新体系）の実績・見込量>

	単 位	第 1 期（実績）		見込み	第 2 期（見込み）		
		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居住系 (旧入所サービス分)	実人数 (ノ月)	26	33	29	20	17	0
共同生活援助 (グループホーム)	実人数 (ノ月)	1	1	0	1	2	2
共同生活介護 (ケアホーム)	実人数 (ノ月)	4	5	6	6	6	6
施設入所支援	実人数 (ノ月)	0	0	3	12	14	31
合計	実人数 (ノ月)	31	39	38	39	39	39

2 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

【国の指針】

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がいのある人」（以下「退院可能精神障がい者」という）の解消をめざし、平成 23 年度における退院可能精神障がい者数の減少目標値を設定します。

項目	数値	考え方
基準値	8 人	第 1 期計画策定時の退院可能精神障がい者数
目標値（減少数）	7 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

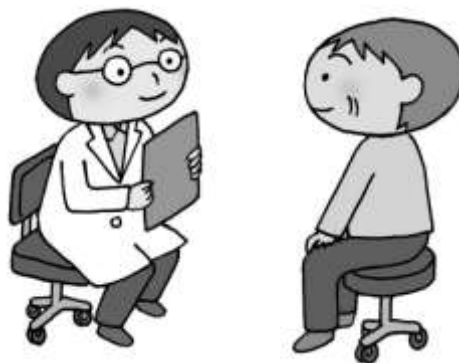
※現在の退院可能精神障がい者数は福岡県の調査結果（平成 20 年 11 月末現在の状況）を使用。
また、平成 23 年度の目標値については、平成 24 年度までに退院可能精神障がい者の地域生活への移行をめざす方針であることから、「現在の退院可能精神障がい者 × (5 年 / 6 年)」で算出。
なお、平成 20 年 11 月末の状況は、7 人が入院継続、1 人が再入院の状況となっている。

3 福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上を目安として、平成 23 年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

項目	数値	考え方
年間一般就労移行者数 （基準値）	0 人	平成 17 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人の数
目標値（目標年度の年間 一般就労移行者数）	1 人	平成 23 年度に施設を退所し、一般就労する人の数



第 7 章 計画の推進体制

- 1 サービス利用支援体制の推進
- 2 計画の推進・評価体制

1 サービス利用支援体制の推進

(1) 制度・サービスに関する情報提供体制の充実

障害者自立支援法の目的である「障がい者及び障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会」を実現するためには、地域住民の理解及び協力を得ることが不可欠であり、第2期障がい福祉計画の策定等を通じて障害者自立支援法の趣旨の普及・啓発を図ります。

また、制度や新しいサービス体系、地域生活支援事業の内容等について、広報等を活用し情報提供の充実を図ります。

(2) 人材の育成と資質の向上

人材の育成については、サービス提供に係る責任の所在の明確化やこれに係る専門職員の養成のみならず、サービスに必要な直接の担い手の養成を含め、障がい福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。

障がい福祉サービスや相談支援が適切に実施されるよう、県などの関係機関と連携を図り、保健師等の行政職員の人材育成と確保に努めるとともに、相談支援従事者等のサービスの提供に関わる人材の育成及び資質の向上に努めます。

(3) 地域資源の有効活用

障がい者諸団体やボランティア団体、NPO^{*1}等に対し自主的・積極的な活動を促進するとともに、協力体制を築き、障がいのある人を地域で支える体制づくりを推進します。

(4) 事業者の参入促進

旧体系サービスからの円滑な移行を促進するとともに、利用者のニーズに対応できるよう、事業者に対する情報提供等により、参入促進を図ります。

^{*1}NPO：社会的な活動を行う民間組織で、利潤目的ではなく社会的な目的を持つ組織のこと。

2 計画の推進・評価体制

(1) 関係機関等との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する町民、NPO、ボランティア団体、福祉サービス事業者、企業、社会福祉協議会及び町や県といった行政などが協働の視点に立ってそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

障がいのある人の地域生活支援として重要な役割を担う相談支援体制については、飯塚市・嘉麻市と共同で飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）を設置するなど、広域的な体制の整備を図ります。

(2) 相談支援体制の構築

①障がい者生活支援センター

相談支援を行う「障がい者生活支援センター」は、身体・知的・精神障がいの3障がいに対応することを基本にしながら、専門性を発揮して相談支援にあたります。

現在、「かさまつ（あんじゃ園）」及び「BASARA」、「たいよう（つばさ学園）」（平成20年度より）の3センターを、飯塚市・嘉麻市と共同設置及び運営しています。

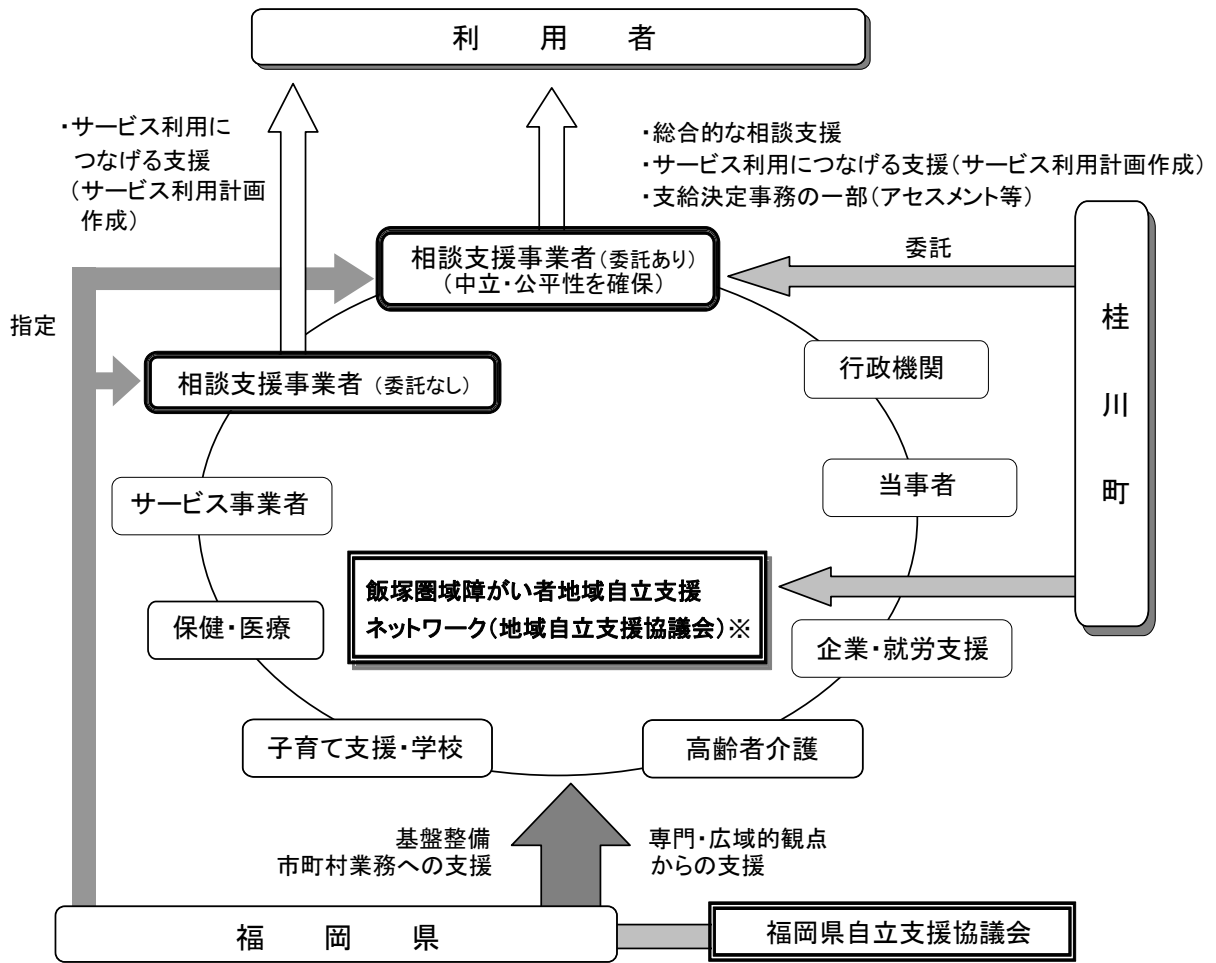
当面は上記の3センターで実施しつつ、2市1町の人口規模等を考慮し、平成23年度までに共同で5箇所の整備をめざします。

<障がい者生活支援センター一覧>

事業所名・法人名	センター所在地	備考
障がい者生活支援センターかさまつ (社会福祉法人 和光会)	飯塚市有安 959 番地 4 (笠松あんじゃ園内)	
障がい者生活支援センター BASARA (特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA)	飯塚市吉原町 6 番 1 号 あいタウン 4 階	飯塚市・嘉麻市と 共同設置・運営
障がい者相談支援センターたいよう (社会福祉法人 翼会)	嘉麻市下臼井 1012 番地 3 (つばさ学園内)	

(平成 21 年 3 月末現在)

<飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）を中心とした相談支援体制>



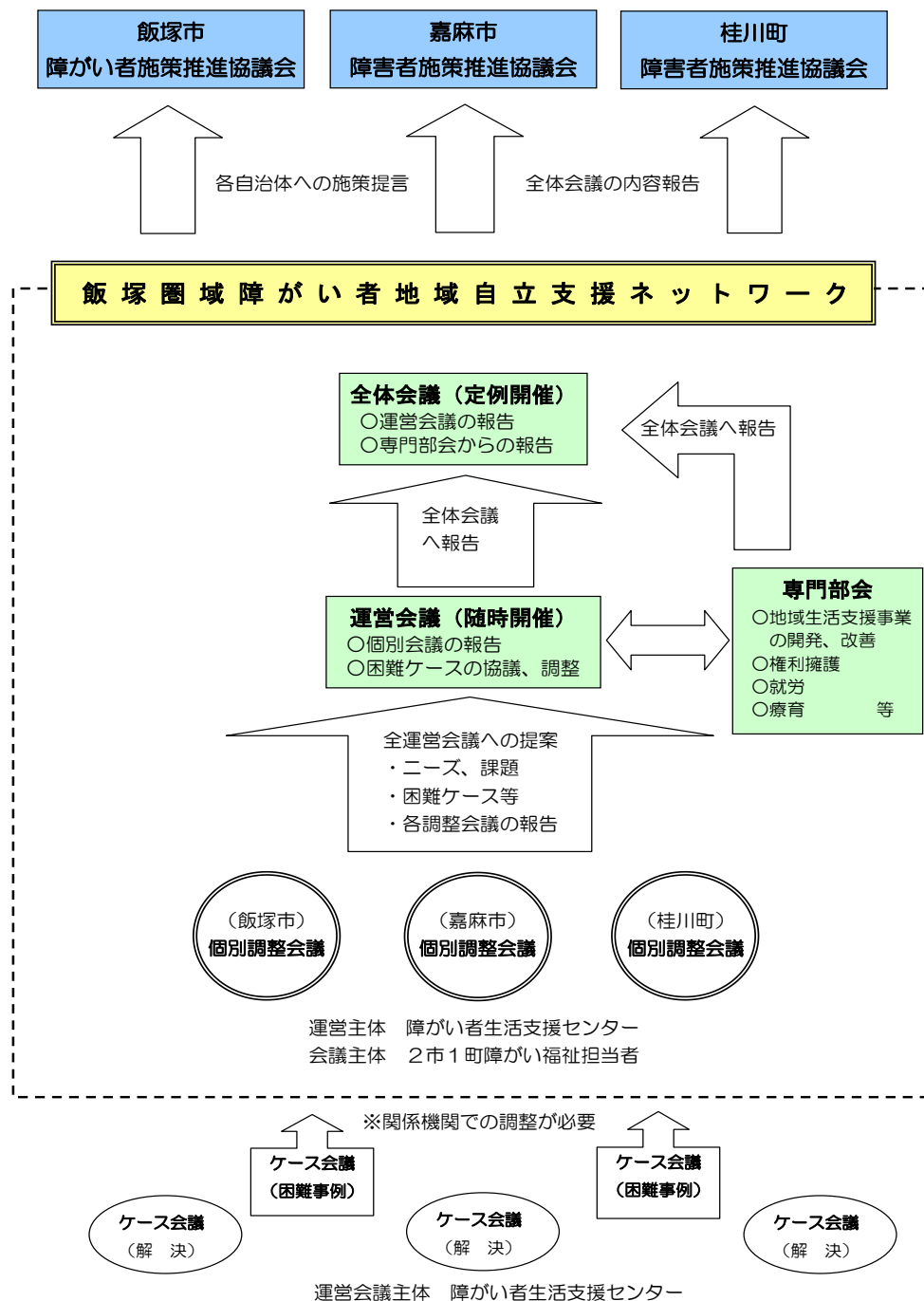
※飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）についての詳細は、次ページに記載しています。

②飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク

飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（地域自立支援協議会）では、桂川町及び飯塚市・嘉麻市の障がい福祉担当課や障がい者生活支援センターを運営主体とし、障がいのある人の視点に基づく相談支援事業の運営評価や、地域生活支援に資する人材の育成、また不足している社会資源の開発や障がい者施策への反映等を行い、地域におけるネットワークの構築・強化を推進します。

そのために、同ネットワークでは個別会議・運営会議・全体会議の3つの会議を核とします。

<飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク（広域イメージ図）案>



地域自立支援ネットワークを構成する各会議の役割

○個別調整会議

- ・個人の課題解決のために必要な事項を議題として開催する。
- ・個別ケースに応じて開催（随時、複数回）し、関係者が情報の共有及び交換を行うことで、問題解決のために必要な議論を行う。

○運営会議

- ・各地域における個別調整会議の内容報告、困難事例解決について2市1町の広域レベルでの協議を随時行う。

○全体会議

- ・個別調整会議及び運営会議に関係したすべての事業者、行政関係者等が参加し、ネットワーク全体の課題について協議を行う。

○専門会議（プロジェクトチーム）

- ・各会議において明らかになった地域における障がい者施策における課題について、専門的に調査・研究を行う。

（3）給付の適正化

サービス事業者の質の向上を図るとともに、サービス利用者にとって真に必要なサービスが提供されるよう、審査会による障害程度区分の適切な認定に努めます。

（4）庁内推進体制の整備

障がい者施策については、保健・医療・教育・就労など全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図り、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

（5）計画の点検・評価

本計画の進行管理は、障害者基本法第30条に基づき設置される「桂川町障害者施策推進協議会」において行います。障がい者施策について、総合的かつ計画的な推進を図るために必要な事項を調査審議することを目的とし、庁内関係各課や町民・関係団体による評価・意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、推進体制の整備と計画の周知及び進行管理、評価・見直しを行っていきます。

資料編

- 桂川町障害者施策推進協議会規則
- 桂川町障害者施策推進協議会委員名簿
- 桂川町障害者施策推進協議会開催日程
- 障がいのある人に関する社会の動向
- 障がい福祉サービス見込量
- 地域生活支援事業見込量

桂川町障害者施策推進協議会規則

告 示 第 83 号
平成 20 年 9 月 24 日
桂川町規則第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、障害者福祉に関する総合的な施策について審議を行い、その推進に資するため、桂川町障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議し、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害者に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) 障害者施策等の推進について、必要な関係行政機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) その他障害福祉に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 社会福祉関係者
- (3) 障害者（児）福祉団体の代表者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、初回の任期は、平成 21 年 3 月末日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

桂川町障害者施策推進協議会委員名簿

選出機関名	役職名	氏名	規則第3条 第2項
桂川町議会	文教厚生委員会副委員長	ほん だ ひで こ 本 田 英 子	第1号
桂川町民生児童委員協議会	会 長	さ とう ただ ゆき ◎佐 藤 忠 行	第2号
桂川町社会福祉協議会	会 長	かん ぎき こ ○神 崎 はな子	第2号
桂川町身体障害者福祉協会	会 長	ゆき ざね つかさ 行 実 司	第3号
桂川手話の会	会 長	みぎ た こ 右 田 よう子	第3号
桂川町心身障害児者育成会	事務局長	た なか ちづよ 田 中 千津代	第3号
桂川町教育委員会	副委員長	ほ さか かず よし 穂 坂 和 義	第4号
桂川町区長会	会 長	ほ さか たかし 穂 坂 敬	第5号
嘉穂保健福祉環境事務所	保健福祉課 障害者福祉係長	いぬ まる よう こ 犬 丸 陽 子	第6号
飯塚公共職業安定所	統括職業指導官	く ぼ あき ひこ 久 芳 昭 彦	第6号

◎：会長 ○：副会長

桂川町障害者施策推進協議会開催日程

会 議 名	開 催 日
第1回桂川町障害者施策推進協議会	平成20年12月19日
第2回桂川町障害者施策推進協議会	平成21年 2月19日
第3回桂川町障害者施策推進協議会	平成21年 3月 9日

障がいのある人に関する社会の動向

○世界の動向

年号	動き
1981年	「国際障害者年」
1982年	「障害者に関する世界行動計画」
1983年～1992年	「障害者の十年」
1993年～2002年	「アジア太平洋障害者の十年」
2003年～2012年	「アジア太平洋障害者の十年」の延長
2006年	「障害者権利条約」国連総会において採択

○国の動向

年号	動き
1983年(昭和58年)	「障害者対策に関する長期計画」(昭和58年度～平成4年度)策定
1993年(平成5年)	「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～平成14年度)策定(障害者基本法に基づく基本計画との位置づけ) 「障害者基本法」の成立(「心身障害者対策基本法」の改正)
1994年(平成6年)	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」の成立
1995年(平成7年)	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(「新長期計画」の重点施策実施計画)策定
2000年(平成12年)	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の成立
2002年(平成14年)	「障害者基本計画」(平成15年度～平成24年度)策定 「重点施策実施5か年計画」(前期:平成15年度～平成19年度)策定
2003年(平成15年)	支援費制度の施行開始(障害者自立支援法の施行により廃止)
2004年(平成16年)	「障害者基本法」の改正(障害を理由とする差別の禁止等) 「発達障害者支援法」の成立
2005年(平成17年)	「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正(精神障害者に対する雇用対策の強化等) 「障害者自立支援法」の成立
2006年(平成18年)	「学校教育法」等の改正(複数の障害に対応した教育を行うことのできる特別支援学校の制度化等) 「自殺対策基本法」の成立 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の成立(「ハートビル法」、「交通バリアフリー法」を一本化)
2007年(平成19年)	「重点施策実施5か年計画」(後期:平成20年度～24年度)策定

○県の動向

年号	動き
1995年(平成7年)	「福岡県障害者福祉長期計画」策定
1999年(平成11年)	「ふくおか障害者プラン」策定
2004年(平成16年)	「福岡県障害者福祉長期計画」策定 「ふくおか障害者プラン(前期)」策定

○町の動向

年号	動き
2007年(平成19年)	「桂川町障害者福祉計画」策定

障がい福祉サービス見込量

サービス種別		単位等	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅介護等		時間分	820	862	904
		(利用者数：人)	39	41	43
	居宅介護	時間分	819	861	903
	重度訪問介護	時間分	0	0	0
	行動援護	時間分	1	1	1
	重度障害者等包括支援	時間分	0	0	0
生活介護		人日分	207	243	405
		(利用者数：人)	23	27	45
自立訓練（機能訓練）		人日分	22	22	22
		(利用者数：人)	1	1	1
自立訓練（生活訓練）		人日分	176	176	176
		(利用者数：人)	8	8	8
就労移行支援		人日分	30	30	30
		(利用者数：人)	2	2	2
就労継続支援（A型）		人日分	0	0	0
		(利用者数：人)	0	0	0
就労継続支援（B型）		人日分	352	374	374
		(利用者数：人)	16	17	17
療養介護		人分	0	0	0
		(利用者数：人)	0	0	0
児童デイサービス		人日分	44	52	60
		(利用者数：人)	11	13	15
短期入所		人日分	42	49	56
		(利用者数：人)	6	7	8
共同生活援助等		人分	7	8	8
		(利用者数：人)	7	8	8
	共同生活援助	人分	1	2	2
	共同生活介護	人分	6	6	6
施設入所支援		人分	12	14	31
		(利用者数：人)	12	14	31
相談支援		人分	0	1	2
		(利用者数：人)	0	1	2

区分		単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中活動系	旧入所サービス分	人日分	520	442	0
		(利用者数：人)	20	17	0
	旧通所サービス分	人日分	72	24	0
		(利用者数：人)	3	1	0
居住系	旧入所サービス分	人分	20	17	0
		(利用者数：人)	20	17	0

地域生活支援事業見込量

サービス種別	単位等	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	5	
	地域自立支援協議会	有	有	有	
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有	
住宅入居等支援事業	実施箇所数	3	3	3	
	のべ件数（/年）	1	1	2	
成年後見制度利用支援事業	実施箇所数	3	3	3	
	のべ件数（/年）	1	1	1	
要約筆記奉仕員派遣事業	実利用者数	0	0	0	
手話奉仕員派遣事業	実利用者数	5	5	5	
手話通訳者派遣事業	実利用者数	0	0	0	
手話通訳設置事業	設置人数	0	0	0	
その他（点訳等）	実利用者数	0	0	0	
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	のべ件数 （/年）	4	4	4	
		自立生活支援用具	6	6	6
		在宅療養等支援用具	6	6	6
		情報・意思疎通支援用具	2	2	2
		排泄管理支援用具	342	354	366
		住宅改修費	1	1	1
移動支援事業	実利用者数	32	34	36	
	のべ時間（/年）	3,520	3,740	3,960	
地域活動支援センター事業（I型）	実施箇所数	1	1	1	
	実利用者数	3	3	4	
地域活動支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	
日中一時支援事業	実利用者数	7	8	9	
	のべ回数（/年）	140	160	180	
社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成）	のべ件数（/年）	1	1	1	
手話奉仕員養成研修事業	参加者数（/年）	5	5	5	

桂川町第 2 期障がい福祉計画

発行年月◎平成 21 年 3 月

発行◎福岡県 桂川町

編集◎桂川町 健康福祉課

〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

電話 : 0948-65-0001 FAX : 0948-65-0078



桂川町